

# 財政に関するオーストリア連邦憲法法律の改正

政治議会課憲法室 山岡 規雄 北村 貴

## 【目次】

はじめに

I 憲法改正の背景

II 憲法改正の要旨

1 2009年施行の財政条項

2 2013年施行の財政条項

おわりに

翻訳：オーストリアの財政に関する連邦憲法法律の改正

## はじめに

オーストリア共和国における憲法は複雑な構成をとっている。中核となる憲法典は「連邦憲法法律 (Bundes-Verfassungsgesetz : B-VG)」である。しかし、連邦憲法法律以外にも、連邦憲法法律と同等の効力を有するものとして、「憲法法律 (Verfassungsgesetz)」並びに一般の法律及び条約中における「憲法規定 (Verfassungsbestimmungen)」が存在している。また、連邦制を採用することで、9つの州がそれぞれ独自の州憲法を有している。

現行の連邦憲法法律は、第一次世界大戦敗戦後のオーストリア＝ハンガリー帝国崩壊に伴い、1920年に制定されたものである。この連邦憲法法律は、従来の議会政治を否定し、国民の参政権を著しく制限した1934年5月憲法 (Maiverfassung 1934 : Verfassung des Bundesstaates Österreich vom 24 April/1. Mai 1934)

の公布により廃止されたが、第二次世界大戦後の1945年、ナチス政権下によるオーストリア合邦 (Anschluß) の無効及びオーストリア共和国の再建に伴い、1920年の連邦憲法法律が復活した。以後、非常に多くの改正を経ながらも、今日に至るまで効力を有している。

本稿で紹介する「連邦憲法法律及び連邦予算法律を改正する2008年1月4日の連邦憲法法律」(BGBl. I Nr. 1/2008)<sup>(1)</sup>は、1986年の予算改革に伴う連邦憲法法律の改正に次ぐ、戦後2度目の財政に関する大規模改正をもたらす法律である。この憲法改正の内容は、2009年1月1日に施行される改正と2013年1月1日に施行される改正との二段階構成となっている。

本稿では、この憲法改正の背景とともに、2009年施行の改正及び2013年施行の改正のそれぞれの要旨について解説し、改正された連邦憲法法律の条文の翻訳を掲載する。

## I 憲法改正の背景

1990年代末のオーストリア財政は、次のような問題を抱えていた<sup>(2)</sup>。①各予算執行機関に予算の効率的な執行のためのインセンティブがなかった。②中期的な予算計画は存在したものの、拘束力がなく、優先事業の設定がなされていなかった。③予算過程において、インプットの面に着目する傾向があり、アウトプット及びアウトカムに対する意識が不足していた<sup>(3)</sup>。④単式簿記の原則、すなわち現金主義にのみ基づ

(1) 本法律は、連邦憲法法律第44条第1項及び第2項の規定に基づき、「国民議会 (Nationalrat) 総議員の2分の1が出席した上での、投票の3分の2以上の特別多数の賛成」(第1項)かつ「連邦参議院 (Bundesrat) 議員の2分の1が出席した上での、投票の3分の2以上の特別多数の賛成」(第2項)という手続により、成立したものである。

(2) 以下の記述は、主に Gerhard Steger und Alfred Pichler, *Das neue Haushaltsrecht des Bundes*, Wien: Verlag Österreich, 2008, S.7-11. を参照した。

(3) インプットとは予算配分及び予算獲得、アウトプットとは予算執行、アウトカムとはその結果を指す。

いていたため、包括的な連邦の財政状況がわかりにくくなっていた。

こうした状況を受け、1990年代末に、連邦予算法律 (Bundeshaushaltsgesetz)<sup>(4)</sup>の改正が行われ、特定のプロジェクトに限り、予算を超過する支出を許容する一方で、予算執行の際に節約できた金額を部分的に、当該プロジェクトを担当する部署の会計積立金に還元し、その職員の報酬に反映させる仕組みを一定期間試行的に導入する、「柔軟化条項 (Flexibilisierungsklausel)」<sup>(5)</sup>が挿入された。

一方、諸外国においても近年の財政改革で、①財政規律の厳格化、②中期的支出政策の策定、③結果指向の財政の編成、④複式簿記の要素の導入、⑤財政の透明性の確保といった試みがなされるようになっていた。本稿で紹介する憲法改正案に対するオーストリア連邦政府の提案理由<sup>(6)</sup>において先行事例として示されている国及び国際機関は以下のとおりである。

- ① スウェーデンは、景気循環を通じて、国内総生産の2%の財政黒字を平均的に維持することとし、スイスは、憲法で財政均衡の原則を規定し、イギリスは、景気循環を通じて、投資目的以外の借入を制限し、政府の純債務残高を国内総生産の40%以内に抑えることとした。
- ② 欧州連合は、その予算について7年間の拘束的な支出枠を定め、スウェーデンは、3年

間の拘束的な支出枠を定めている。

- ③ イギリスは、公共サービス協定と呼ばれる、結果に重点を置いた目標管理型の予算編成のシステムを導入した<sup>(7)</sup>。フランスは、業績指標を採り入れた業績予算を導入した<sup>(8)</sup>。
  - ④ イギリスでは、2000年に2000年政府資源・会計法 (Government Resources and Accounts Act 2000: GRA 法) が制定され、中央政府に完全発生主義を採用した資源会計・予算 (Resource Accounting and Budgeting: RAB) が導入された<sup>(9)</sup>。
  - ⑤ 国際通貨基金 (IMF) は、1998年に「財政の透明性に関する優良慣行規定」を導入し、2007年にその改正を行い、加盟国の財政の透明性に関する基準を設けた。
- 上記のような、オーストリア国内における実験と諸外国の事例にかんがみ、予算改革に関する法改正を実施するため、連邦財務省は、議会の会派、連邦首相府憲法部、会計検査院の代表者からなるワーキンググループを設置し、2004年9月から法律の草案の作成に着手した。2006年1月には、ワーキンググループの作業結果を基礎とした連邦憲法法律の改正案と連邦予算法律の改正案が閣議により決定された。2006年は総選挙の年であったため、この改正案は議会による審議にまでは至らなかったが、その後新たに政府提出法案が作成され、2007年秋から議会による審議が開始された。議会における修

(4) オーストリアの連邦予算法律とは、我が国でいう予算ではなく、予算の原則等を定めた法律である。連邦憲法法律では、「他の連邦の予算運営に関して細則を定める連邦法律」(第42条第5項)又は「他の連邦の予算運営に関する細則」を定める「連邦法律」(第51条第7項(2009年から2012年まで)、第51条第9項(2013年以降))という形で言及されている。一方、我が国の予算に当たる法律は、連邦財政法律である。この点に関しては、注(12)を参照されたい。

(5) 連邦予算法律第17a条。このうち、第1項、第3項及び第5項は、憲法規定である。

(6) 203 der Beilagen XXIII. GP – Regierungsvorlage – Materialien <[http://www.parlinkom.gv.at/PAKT/VHG/XXIII/I/I\\_00203/fname\\_085521.pdf](http://www.parlinkom.gv.at/PAKT/VHG/XXIII/I/I_00203/fname_085521.pdf)> インターネット情報は2011年10月7日現在である。

(7) 亀井孝文編集代表『公会計小辞典』ぎょうせい、2011、p.131；薄井蘭実「公会計改革の動向と今後の課題」『立法と調査』319号、2011.8、p.118。も参照。

(8) 亀井前掲書、pp.339-340；薄井前掲論文、p.119も参照。

(9) 東信男「イギリス中央政府における国際会計基準 (IAS/IFRS) の導入」『会計検査研究』第39号、2009.3、p.135。も参照。

正を経た後、2007年12月6日に予算改革に関する連邦憲法法律の改正案と連邦予算法律の改正案が採択された。

なお、改正の内容を「Ⅱ 憲法改正の要旨」で紹介するが、それに先立ち、諸外国の近年の財政改革の事例①—⑤が、どのように連邦憲法法律の改正に反映されたかにつき簡単に触れることとする。①財政規律については、「持続可能性を考慮して策定した予算」という目標が追加された（第13条第2項）。②中期的な支出枠の設定は、連邦財政枠組法の制定という形で採用された（第51条第2項等）。③アウトプット及びアウトカムに対する意識の強化という点に関しては、「結果指向（Wirkungsorientierung）」という財政運営の統一の原則が追加されることとなった（2013年施行後の第51条第8項）。④複式簿記的要素の導入に伴い、一部の用語が修正されることとなった<sup>(10)</sup>。⑤財政の透明性については、2013年施行後の第51条第8項において財政運営の統一原則として規定されることとなった。

## Ⅱ 憲法改正の要旨

### 1 2009年施行の財政条項

「連邦憲法法律及び連邦予算法律を改正する2008年1月4日の連邦憲法法律」により成立した憲法改正のうち、2009年1月1日に施行された連邦憲法法律の財政条項の内容は、「国家目標規定の表現形式の更新」及び「中期的財政計画の統制のための連邦財政枠組法律の制定」に大別される<sup>(11)</sup>。

#### (1) 国家目標規定の表現形式の更新

連邦憲法法律第13条には、財政に関する総則的規定が置かれている。第13条の規定は、1925年7月30日（BGBl. Nr. 268/1925）及び1986年4月4日（BGBl. Nr. 212/1986）に改正されており、2008年1月4日の改正は3回目の改正となる。1986年の改正成立の時点の第13条第1項において、財政支出に関する連邦と州との権限配分を財政憲法法律（Finanz-Verfassungsgesetz）で定める旨が規定されていた。また、同条第2項において、連邦、州及び自治体が「経済全体の均衡」を確保するための財政運営を行わなければならない旨が規定されていた。これらのうち、第1項は2009年1月1日以降も従前の条文のままであるが、第2項が改正され、さらに、第3項が追加された。

第2項においては、従前の「経済全体の均衡の確保」に加えて、「持続可能性を考慮して策定した予算」という新たな国家目標規定が掲げられた。また、第3項においては、「財政運営における男女同権」が同じく国家目標規定として掲げられた。第2項及び第3項は、あくまでも国家目標規定であるため、直接の裁判規範性は有さないと解されることが一般的である。しかし、「持続可能」及び「男女同権」を予算という観点から規定している例は、他の先進国の憲法には見られず、オーストリアにおける連邦憲法法律の特筆すべき規定であると言えよう。

#### (2) 中期的財政計画の統制のための連邦財政枠組法律の制定

連邦憲法法律第2章E節には、連邦の執行に対する国民議会及び連邦参議院の関与に関する

(10) 2013年施行後の連邦憲法法律では、基本的に Ausgabe(n) という用語が用いられなくなり、Mittelverwendung(en) という用語が採用されることとなった。両者はともに、「支出」を意味するドイツ語であり、以下に掲げる翻訳においても、ともに「支出」と訳したが、前者は単式簿記的、後者は複式簿記的な意味合いが強いという。

(11) 当該分類は、Manfred Claus Lödl, “Die Reform des Bundeshaushaltsrechts,” *Journal für Rechtspolitik*, 16 (2), 2008.6, S.105-113. に基づくものである。以下、2013年施行の財政条項についても同様である。



る規定が置かれている。連邦の予算審議に関する国民議会の権能も当該部分に規定されている（連邦参議院は、連邦の予算審議に関する権能を有さない）。予算審議に関する国民議会の主たる権能は、従前は、「連邦財政法律（Bundesfinanzgesetz）」<sup>(12)</sup>に関するものであった。こうした従来の権能に加えて、2008年1月4日の改正により、新たに「連邦財政枠組法律（Bundesfinanzrahmengesetz）」の制定に関する規定が追加された。

(i) 連邦財政枠組法律の内容

連邦財政枠組法律は、中期的な財政計画を掲げ、連邦財政法律を規律することを目的とするものである。具体的には、連邦財政枠組法律には、翌財政年度から4年間の歳出に関して、「項目ごとの歳出の上限」及び「人員計画の概要」が含まれていなければならないとされており（第51条第2項）、この連邦財政枠組法律で規定された上限の範囲内で連邦財政法律が議決されることが原則となっている（第51条第1項）。ただし、防衛事態（Verteidigungsfall）<sup>(13)</sup>及び緊

急事態（Gefahr im Verzug）<sup>(14)</sup>であり、かつ、支出補填が確保されている場合には、例外的に連邦財政枠組法律で規定された上限を超過することができる（第51条第6項）。また、連邦財政枠組法律の編成や拘束力等の詳細な内容に関しては、連邦法律へ授権されている（第51条第7項）。

(ii) 連邦財政枠組法律の立法手続

オーストリアにおいては、連邦政府が、連邦財政枠組法律の法案を作成し、国民議会に対して提出することが原則である。ただし、連邦法律が規定する期日までに連邦政府が連邦財政枠組法律の法案を提出しない場合には、国民議会議員の動議により同法案を提出することができる（第51a条（新）<sup>(15)</sup>第1項）<sup>(16)</sup>。当該動議の提出後に政府が連邦財政枠組法律の法案を提出した場合には、議員提出法案と政府提出法案のどちらを審議の基礎に置くかを国民議会が決定する（第51a条（新）第2項）。仮に連邦財政枠組法律が議決されなかった場合には、直近の財政年度の上限が、継続して適用される<sup>(17)</sup>（第51a条

(12) 日本国憲法では、予算と法律の議決形式が異なるため、我が国における予算の法的性格については、予算の法的性格を否定する「予算行政説」、予算の法的性格を認めるが法律とは異なった法規範であるとする「予算法規範説」、予算それ自体を法律とする「予算法律説」などに学説が分かれている。我が国の学界では、予算法規範説と予算法律説が有力説となっている（夜久仁「予算と法律との関係」『レファレンス』第725号2011年6月、pp.21-24参照）。これに対して、オーストリアでは、英米独仏諸国と同様、予算はそれ自体が法律である。具体的には、連邦の予算は財政年度ごとに「連邦財政法律」により規定される。基本的に単年度予算であったが、後述するように2009年施行の憲法改正により、複数年度予算が認められるようになった。

(13) 「防衛事態」とは、オーストリアに対する軍事攻撃があった場合である（Robert Walter et al., *Grundriss des österreichischen Bundesverfassungsrechts*, 10. Aufl., Wien: Manz'sche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, S.266.）。

(14) 「緊急事態」とは、財政年度内において連邦財政法律の法案の提出時には連邦政府により予見不可能であった必要性が生じ、かつ、連邦憲法法律第51b条第1項において必要とされている国民議会の同意を得る時間的余裕がないほど、計画外支出又は計画以上の支出が緊急性を要している場合をいう（Manfred Lödl, *Bundeshaushaltsrecht*, 2 Aufl., Wien: Manz, 2009, S.60.）。

(15) 第51a条には、旧条文と新条文とがあり、旧条文は2012年12月31日まで効力を有する。新条文は、本稿で紹介している改正により追加されたものであり、2009年1月1日から施行されている。

(16) 第51a条（新）第1項の規定は、現実にはほぼ起こり得ない状況に関する規定である旨が指摘されている（Steger und Pichler, *op.cit.* (2), S.63-66.）。

(17) 例えば、n年度において、n+1年度からn+4年度までの連邦財政枠組法律が議決されなかった場合に、もし、n年度からn+3年度の連邦財政枠組法律が存在するときはn+1年度の上限が適用され、もし、n-3年度からn年度までの連邦財政枠組法律しか直近のものが存在しないときは、n年度の上限が適用される（Lödl, *op.cit.* (14), S.55.）。

(新) 第3項)。

このように、従来の連邦財政法律に関する規定に加えて、新たに連邦財政枠組法律の内容及びその立法手続に関する規定が加えられたことが、2009年に施行された連邦憲法法律の財政に関する改正の特徴の一つである。

### (3) その他

前述の国家目標規定の新たな表現形式及び連邦財政枠組法律の規定以外の連邦憲法法律の改正としては、「複数年度予算 (第51条第3項)」、「暫定予算の簡易化 (第51a条(新)第4項)」、「連邦財務大臣による予算執行事項に関する定期報告義務 (第51b条第5項)」等が挙げられる<sup>(18)</sup>。

## 2 2013年施行の財政条項

2013年1月1日に施行される連邦憲法法律の財政条項の内容は、「財政運営の原則の刷新」及び「連邦予算法律への授権の範囲の詳細化」に大別される。

### (1) 財政運営の原則の刷新

2009年に施行された連邦憲法法律第13条で規定されている財政に関する国家目標のより詳細な内容を示すために、2013年に施行される改正では第51条第8項の規定が追加される。そこでは、「特に実質的な男女同権という目的を考慮した結果指向」、「透明性」、「効率性」、「財政状況の可能な限り忠実な表現」という4つの財政運営の統一の原則が規定されることになる。

### (2) 連邦予算法律への授権の範囲の詳細化

前述の第51条第8項の規定により財政運営の原則が刷新されることに伴い、連邦予算法律に授権されている財政運営の原則に関しても、

その詳細化がなされる (第51条第9項)。

まず、「結果指向の財政運営及び透明性の確保のための措置」、「連邦予算の編成」及び「連邦財政法律の拘束力」の3つの内容に関して連邦予算法律で規定することで、連邦財政法律の規範的効果の具体化が意図されている。

また、「統制 (Controlling)」について、統制の内容を連邦予算法律へ授権する旨の規定も連邦憲法法律に追加される。現在は連邦予算法律上に規定されているものの、連邦憲法法律上では規定されていない「統制」が、2013年以降は予算運営の必須部分であることを連邦憲法法律上で明確にする。2013年施行の連邦予算法律は、予算統制 (Budgetcontrolling)、出資・財務統制 (Beteiligungs- und Finanzcontrolling)、結果統制 (Wirkungscontrolling)、定員統制 (Personalkapazitätscontrolling) の4種類の統制を規定する。予算統制とは、予算に対する悪影響を早期にチェックし、予算の計画、決定、執行の段階から是正を促す措置であり、基本的に各予算執行機関が実施するが、結果については毎月又は四半期ごとに連邦財務大臣に報告される。連邦財務大臣は、それをとりまとめて国民議会に年に2回報告することになっている。出資・財務統制とは、連邦が出資している法人等に対する統制であり、連邦財務大臣に報告される。結果統制とは、2013年の連邦憲法法律から国家目標となる結果指向の予算が実現されているかをチェックするものであり、連邦首相を通じて、最終的には国民議会に年に2回報告される。定員統制は、人員に関する統制であり、連邦首相に報告される。

さらに、「I 憲法改正の背景」でも述べたように、予算執行の際に節約により生じた会計積立金を職員の報酬に反映させる柔軟化条項が、現在は連邦予算法律上の憲法規定として試行的

(18) この連邦憲法法律の改正と関連する連邦法律の改正として、連邦予算法律における会計積立金の管理の柔軟化等が挙げられる。

に存在している。この憲法規定は、2013年以降改正規定が施行され、憲法規定ではない通常の法律の規定となる。代わりに、連邦憲法法律上に、「インセンティブ及び制裁の仕組み」及び「正及び負の会計積立金」について連邦予算法律へ授権する旨<sup>(19)</sup>の規定が追加される。

### (3) その他

現在は、連邦財務大臣による支出の留保は、連邦の満期債務の履行に影響を与えない場合において、連邦政府の同意があるときに限られているが、2013年以降は、連邦財政枠組法律の授権に基づいて、連邦財務大臣が単独で支出の留保を行うことも可能となる（第51b条第2項）。さらに、現在は超過支出に際して、連邦財務大臣の同意が必要とされているが、2013年以降は、連邦財務大臣は当該同意の権限を、管轄の予算執行機関の合意の下、関係機関の長に授権することが可能となる。

### おわりに

本稿では、オーストリアにおける財政に関する連邦憲法法律の改正を紹介した。財政規律を

強めるための憲法改正は、スペインやハンガリーの2011年の憲法改正に見られるように、現在の欧州連合加盟国における憲法改正の動向の一つであり、オーストリアにおける当該憲法改正もこうした動向に沿ったものであると言える。また、オーストリアの連邦憲法法律は、一般的に他国と比べて極めて詳細な憲法であることに特徴がある。オーストリアの連邦憲法法律上の財政規律に関する規定についても、他国の憲法上の財政規律と比べて極めて詳細なものとなっている。例えば、スペインやハンガリーにおいて2011年の憲法改正により成立した財政規律に関する規定と比べて条項数の多さや財政金融の専門用語の使用<sup>(20)</sup>など、その詳細性は抜きん出ている。

2013年に施行される規定も含め、今後の財政に関する連邦憲法法律の改正が、オーストリアの現実の財政運営にどのような影響を与えるかについて着目することは、我が国における財政問題を考える上でも非常に有意義なものとなるであろう。

(やまおか のりお)

(きたむら たかし)

(19) 当該規定を一般化し、各予算執行機関に広く適用するための規定が、2013年に連邦予算法律において施行される。

(20) 例えば、第51条第2項及び第51b条第3項第2号に規定する「通貨交換協定 (Währungstauschverträgen)」である。これは、「通貨スワップ協定」とも呼ばれ、各国の通貨当局間で相互に自国通貨を提供しあう制度であり、ごく短期間の相手国通貨の不足を補うことを目的とするものである（金子久雄ほか『有斐閣経済辞典（第4版）』有斐閣、2002、p.686.）。



# オーストリアの財政に関する連邦憲法法律の改正

Bundesverfassungsgesetz, mit dem das Bundes-Verfassungsgesetz und das Bundeshaushaltsgesetz geändert werden (BGBl. I Nr. 1/2008)

政治議会課憲法室 三輪和宏 山岡規雄 鈴木尊紘 北村貴訳<sup>(1)</sup>

## 【目次】

〔翻訳に当たって〕

I 2009年施行の改正

II 2013年施行の改正

〔翻訳に当たって〕

- ・この改正法は、いわゆる溶け込み方式によっているため、改正前の連邦憲法法律に改正の文言を溶け込ませた後に翻訳を行い、理解の便を図った。
- ・この改正法は、連邦憲法法律以外にも、連邦予算法律の改正も含むが、この翻訳では、連邦憲法法律の翻訳に限定した。
- ・訳文中〔〕は、訳者による補記である。
- ・第51a条については、2012年12月31日までは、旧条文と新条文が併存しているが、訳文中の「第51a条」とは、新条文の方を指している。解説の注(15)を参照。

## I 2009年施行の改正

### 第13条

- (2) 連邦、州及び自治体は、財政運営において経済全体の均衡の確保及び持続可能性を考慮して策定した予算を目標としなければならない。連邦、州及び自治体は、当該目標に関して財政運営を調整しなければならない。
- (3) 連邦、州及び自治体は、財政運営において実質的な男女同権を目標としなければならない。

### 第42条

- (5) 国民議会の議院規則、国民議会の解散、連邦財政枠組法律及び連邦財政法律の制定に関して並びに他の連邦の財政運営に関して細則を定める連邦法律、連邦財政枠組法律、連邦財政法律、第51a条第4項に規定する暫定措置若しくは連邦資産の処分、連邦の保証の引受け若しくは転換、連邦債の引受け若しくは転換又は連邦決算報告の承認に関する国民議会の議決に対しては、連邦参議院は関与する権限を有しない。

### 第51条

- (1) 国民議会は、連邦財政枠組法律及び当該法律の枠組みの中における連邦財政法律を議決し、その都度の連邦政府の法案に基づきその審議が行われるものとする。
- (2) 連邦政府は、毎年連邦法律で規定する時点までに、連邦財政枠組法律案又は連邦財政枠組法律を改正する連邦法律案を国民議会に提出しなければならない。連邦財政枠組法律は、次財政年度及び当該年度に続く3か年の財政年度に関して、項目に基づき各年度の連邦財政法律において国民議会により承認されるべき支出の上限及び各年度の人員計画の概要を含まなければならないが、金融債務の返済及び一時的な資金強化のために引き受けられた金銭債務のための支出並びに通貨交換協定の際の資本交換のための支出を除く。〔項目の〕より詳細な区分について次財政年度及び当該

(1) なお、調査及び立法考査局では、オーストリアにおける①連邦憲法法律及び②国民の一般的権利に関する1867年12月21日の国家基本法律の両法律について、その全訳を委託によって行い、平成24年(2012年)中に『各国憲法集 オーストリア憲法(仮題)』(基本情報シリーズ)として刊行する予定である。

- 年度に続く3か年の財政年度の上限を定めるものとする。
- (3) 連邦政府は、次財政年度の連邦財政法律案を国民議会に提出しなければならない、その期限は、遅くとも当該連邦財政法律を採決すべき財政年度の開始の10週間前までとする。例外的に、連邦政府は、次の財政年度及び次々財政年度の連邦財政法律案を年度ごとに個別に国民議会に提出することができる。
- (4) 次財政年度及び次々財政年度の連邦財政法律が例外的に〔同時に〕議決される場合には、連邦政府は、次財政年度の下半期に、遅くとも次々財政年度の開始の10週間前までに連邦財政法律を改正する連邦法律案を国民議会に提出するものとする。当該連邦法律案中の連邦財政法律の改正は、必ず次々財政年度について規定しなければならない。国民議会は次財政年度末までに当該法案を審議するものとする。第51a条第1項及び第2項の規定は、これを準用する。
- (5) 連邦財政法律には、別表として、連邦予算及び人員計画並びに財政運営のための他の重要な要素が含まれなければならない。
- (6) 連邦の財政運営のために、次の各号に掲げる内容を定める。
1. 連邦財政枠組法律の項目の上限超過及び当該上限超過の授権は、防衛事態（第51b条第4項）の場合及び緊急事態（第51b条第2項）において歳出削減又は超過歳入により支出補填が確保される場合を除き、許されない。
  2. 第7項に規定する連邦法律により定める次年度の連邦財政枠組法律の詳細な区分の上限超過及び当該上限超過の授権は、第7項に規定する連邦法律により連邦財務大臣の同意を得て上限超過が許される旨を定める場合を除き、許されない。次年度及び次々年度の連邦財政法律が例外

的に〔同時に〕議決された場合には、第2号の規定は、第2項最終文に規定する次年度及び次々年度の上限を適用するという条件の下に適用されるものとする。

- (7) 連邦財政枠組法律及び連邦財政法律の制定並びに他の連邦の財政運営に関するより詳細な規定は、統一の原則に基づき連邦法律により定められるものとする。当該連邦法律において、特に、連邦財政枠組法律の編成及び拘束力、同一財政年度内に償還されない財源調達又は長期的な資金調達（金融債務）から生じる債務の引受け及び転換、将来返済すべき債務の引受け、会計積立金の形成、連邦資産の処分並びに連邦の保証引受けに際しての手續並びに会計制度の秩序への会計検査院の関与を定めるものとする。

#### 第51a条（新）

- (1) 連邦政府が連邦財政枠組法律案又は連邦財政法律案を期日（第51条第2項及び第3項）までに国民議会に提出しない場合には、国民議会の議員の動議によっても当該連邦財政枠組法律案又は当該連邦財政法律案を国民議会において提出することができる。
- (2) 当該動議の提出の後に連邦政府が連邦財政枠組法律案又は連邦財政法律案を提出した場合には、国民議会は、いずれかの法案を審議の基礎に置くことを決定することができる。
- (3) 国民議会が財政年度において連邦財政枠組法律を議決しなかった場合には、上限が決定されている直近の財政年度の上限を継続して適用する。
- (4) 国民議会が財政年度において連邦財政法律を議決せず、かつ、連邦法律による暫定措置の決定も下さなかった場合には、連邦予算は議決された直近の連邦財政法律の規定により執行されるものとする。金融債務は、その都度割り当てられた最高額の半分まで、一時的



な資金強化のための短期債務は、その都度割り当てられた最高額まで引き受けることができる。

## 第 51b 条

(3) 国民議会は、連邦財政法律において、連邦財務大臣に対して連邦財政法律において定められた支出を超過することへの同意を授権することができる。この同意は、超過が客観的に条件付けられており、かつ、一定の数字で示されている場合又は計算できるものである場合に限り、付与することができる。さらに、次の各号に掲げる理由に基づく追加支出が必要となった場合には、連邦財務大臣の同意を得て、連邦財政法律において定められた支出を超過することができる。

1. 法律上の義務
2. 現存の金融債務又は通貨交換協定
3. 連邦財政法律施行時点において既に存在した他の義務

この項の規定に基づく同意は、予見不可能であった必要性が生じた場合において、歳出削減又は超過歳入による補填が確保され、かつ、各財政年度に関して第 51 条第 2 項及び第 6 項に規定する上限で、その都度拘束力のあるものを超えていないときに限り、付与することができる。

(4) 防衛事態の場合には、包括的国土防衛（第 9a 条）のためにやむを得ない計画外支出又は計画以上の支出は、連邦財政法律の事前審査を付託される国民議会の委員会の同意を得た連邦政府の命令に基づき、単一の財政年度内において、連邦財政法律において定められた総支出額の 100 分の 10 まで行うことができる。歳出削減又は超過歳入により超過支出に対する補填を確保することができない場合には、連邦政府は、命令で、連邦財務大臣に対し、金融債務の引受け又は転換により補填

するための権限を委譲しなければならない。

(5) 連邦財務大臣は、連邦政府の閣僚及び予算を執行する他の機関に、予算の執行に関して定期的に報告しなければならない。

\* 第 123a 条第 1 項、第 148d 条は各々、会計検査院関連予算の審議への会計検査院長の参加の権利、オンブズマン関連予算の審議へのオンブズマンの参加の権利に関する条文であるが、連邦財政法律における予算項目の呼称が変更されたことに伴う用語の修正のみであるため、省略した。第 151 条第 37 項は、この改正の施行期日等に関するものであるため、省略した。

## II 2013 年施行の改正

### 第 51 条

(6) 連邦の財政運営のために、次の各号に掲げる内容を定める。

1. 連邦財政枠組法律の項目の上限超過及び当該上限超過の授権は許されない。
2. 第 9 項に規定する連邦法律により定める次年度の連邦財政枠組法律の区分の上限超過及び当該上限超過の授権は、第 9 項に規定する連邦法律により連邦財務大臣の同意を得て上限超過が許される旨を定める場合を除き、許されない。

次年度及び次々年度の連邦財政法律が例外的に〔同時に〕議決された場合には、第 2 号の規定は、第 2 項最終文に規定する次年度及び次々年度の上限を適用するという条件に従い適用されるものとする。

(7) 第 6 項第 1 号及び第 2 号で規定する上限は、次の各号に掲げる場合に超過することができる。

1. 補填が確保されている場合において、緊急事態のときは、連邦財政法律の事前審査を付託される国民議会の委員会の同

意を得た連邦政府の命令に基づき、予見不可能かつやむを得ない追加の資金を、最高でも連邦財政法律により定められた支出の1000分の2の規模まで使用することができる。2週間以内に連邦財政法律の事前審査を付託される国民議会の委員会の決定がない場合には、合意されたものとみなされる。

2. 防衛事態の場合には、包括的国土防衛（第9a条）のためのやむを得ない追加の資金は、連邦財政法律の事前審査を付託される国民議会の委員会の同意を得た連邦政府の命令に基づき、単一の財政年度内において、連邦財政法律により定められた支出の合計の100分の10まで支出することができる。支出削減又は追加的に調達する資金によりこの追加の資金の準備を確保することができない場合には、連邦政府は、命令で、連邦財務大臣に対して、金融債務の引受け又は転換により必要な資金を準備するための権限を委譲しなければならない。
- (8) 連邦の財政運営においては、特に実質的な男女同権という目的を考慮した結果指向、透明性、効率性及び連邦の財政状況の可能な限り忠実な表現の原則に注意を払うものとする。
- (9) 連邦財政枠組法律及び連邦財政法律の制定並びに他の連邦の財政運営に関する細則は、第8項の規定に対応する統一の原則に基づき連邦法律で定めるものとする。当該連邦法律においては、特に次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
  1. 特に実質的な男女同権という目的を考慮した、結果指向の財務管理のための措置
  2. 連邦財政法律の事前審査を付託される国民議会の委員会への報告義務を含む、

透明性確保のための措置

3. 連邦財政枠組法律の制定、構成及び拘束力
4. 連邦予算の構成
5. 特に時間的及び金銭的観点における連邦財政法律の拘束力
6. 将来返済すべき債務の設定。特に、連邦財政法律の事前審査を付託される国民議会の委員会の合意を得た連邦財務大臣の命令又は法律による授権を当該債務が必要とする場合の要件を含む。
7. 正及び負の会計積立金の形成
8. 連邦資産の処分。特に、連邦財政法律の事前審査を付託される国民議会の委員会の合意を得た連邦財務大臣の命令又は法律による授権を連邦資産の処分が必要とする場合の要件を含む。
9. 連邦による保証の引受け
10. 同一財政年度内において完済されない財源調達又は長期的な資金調達（金融債務）による債務の引受け及び転換
11. インセンティブ及び制裁の仕組み
12. 統制
13. 会計制度の秩序への会計検査院の協力

#### 第51b条

- (1) 連邦財務大臣は、財政運営においては、まず満期の債務を返済し、引き続き補填可能なことを条件として、かつ、第51条第8項に規定する原則を遵守する場合に限り、残りの支出を行うことに配慮しなければならない。
- (2) 連邦財務大臣は、連邦予算の変更が必要な場合又は財政年度内に経済全体の成長に関する本質的な変化が生じた場合においては、連邦予算の運営のために、連邦政府の同意を得て、又は連邦財政法律の授権に基づき、連邦の満期債務の履行に影響を与えないときに限

り、連邦財政法律において定められた支出の一定額を留保することができる。連邦財務大臣は、留保の指示から1か月以内に、連邦財政法律の事前審査を付託される国民議会の委員会に報告しなければならない。

- (3) 連邦財務大臣は、連邦政府の閣僚及び予算を執行する他の機関に対して、定期的に予算執行に関して報告しなければならない。

### 第51c条

(1) 連邦財政法律において予定されていない支出又は国民議会により承認された支出を超過する支出は、連邦財政法律の授権に基づいてのみ、財政運営の枠組みにおいてこれを行うことができる。

(2) 国民議会は、連邦財政法律において、連邦財務大臣に対して連邦財政法律上定められた支出の超過への同意を授権することができる。この授権は、超過が客観的に条件付けられている場合において、一定の数字で示されている場合又は計算できるものであるときに限り、行うことができる。さらに、次の各号に掲げる理由に基づく追加支出が必要となった場合には、連邦財務大臣の同意を得て、連邦財政法律において定められた支出を超過することができる。

1. 法的義務
2. 現存の金融債務又は外国為替協定
3. 連邦財政法律施行時点において既に存在した他の義務

この項の規定に基づく同意は、予見不可能であった必要性が生じた場合において、補填が確保され、かつ、各財政年度に関する第51

条第2項及び第6項に規定する上限で、その都度拘束力があるものを超えていないときに限り、付与することができる。連邦財務大臣は、結果指向の財務管理の実施に必要な場合に限り、第2号を除くこの項の規定に基づいてなされる定められた支出の超過に対する同意の授権を、管轄の予算執行機関の合意の下に、関係機関の長に対して委譲することができる。

- (3) 連邦財務大臣は、連邦財政法律の事前審査を付託される国民議会の委員会に対して、第2項の規定に従い行った措置を四半期ごとに報告しなければならない。

### 第51d条

(1) 財政運営への国民議会の協力は、連邦財政法律の事前審査を付託される国民議会の委員会の義務である。当該委員会は、第29条第1項の規定に従い連邦大統領により国民議会が解散された場合には、一定の任務について、同様に財政運営に関し関与する義務を負う常任小委員会に委託することができる。必要に応じ、連邦財政法律の事前審査を付託される国民議会の委員会及び常任小委員会は、国民議会の会期外（第28条）においても召集されるものとする。細則は、国民議会の議事規則に関する連邦法律で定める。

(2) 第51b条第2項及び第51c条第3項に規定するもの以外の報告は、特別な連邦法律の規則に従い、連邦予算法律の事前審査を付託される国民議会の委員会に対して通知されるものとする。

(みわ かずひろ)  
(やまおか のりお)  
(すずき たかひろ)  
(きたむら たかし)